

埼玉県失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 業務名

埼玉県失語症者向け意思疎通支援者養成及び派遣事業業務委託

2 業務の目的

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者に対して、そのコミュニケーション及び外出時の移動の介助に必要な知識、技能を有する支援者を養成、派遣することを目的とする。

3 履行期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 失語症者向け意思疎通支援者養成事業

失語症者向け意思疎通支援者を養成するため、次の業務を行う。

ア カリキュラムの作成

平成30年3月29日付け障企自発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム等について」において定められているカリキュラムを基本に埼玉県の実情に合ったカリキュラムを作成すること

イ 研修会場、講師の確保

ウ 実施要領作成

エ 受講生募集

オ 研修の実施

カ 研修終了後、県へ修了者の報告

(2) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の社会参加を促進するため、次の業務を行う。

ア 意思疎通支援者のコーディネート

事前に登録されている失語症者または当事者団体等から派遣の依頼があった場合に、県に登録されている意思疎通支援者の中から派遣可能な者を選び、派遣する。必要に応じて意思疎通支援者のスーパーバイズを行う。

イ 県への報告

派遣実績を適宜、県に報告する。

ウ 派遣事業に係るアドバイス

派遣事業を実施して生じた課題について、専門的な見地から県に助言を行う。

5 その他

- (1) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。
- (2) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。